

■事業承継税制の全体像

①非上場株式等に係る相続税の軽減措置(H20. 10/1以後の相続から遡及適用)

- ・現行の10%減額から80%納税猶予への大幅拡充
- ・対象会社要件・軽減対象の上限を緩和

	自社株式に係る10%減額措置(現行制度)
対象会社要件	発行済株式総額(相続税評価額)が20億円未満の会社
軽減対象の上限	相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を
80%に
大幅拡充

自社株式に係る80%納税猶予(改正後)
中小企業基本法上の中小企業 *株式総額要件は撤廃
株式の限度額は撤廃 *但、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度あり

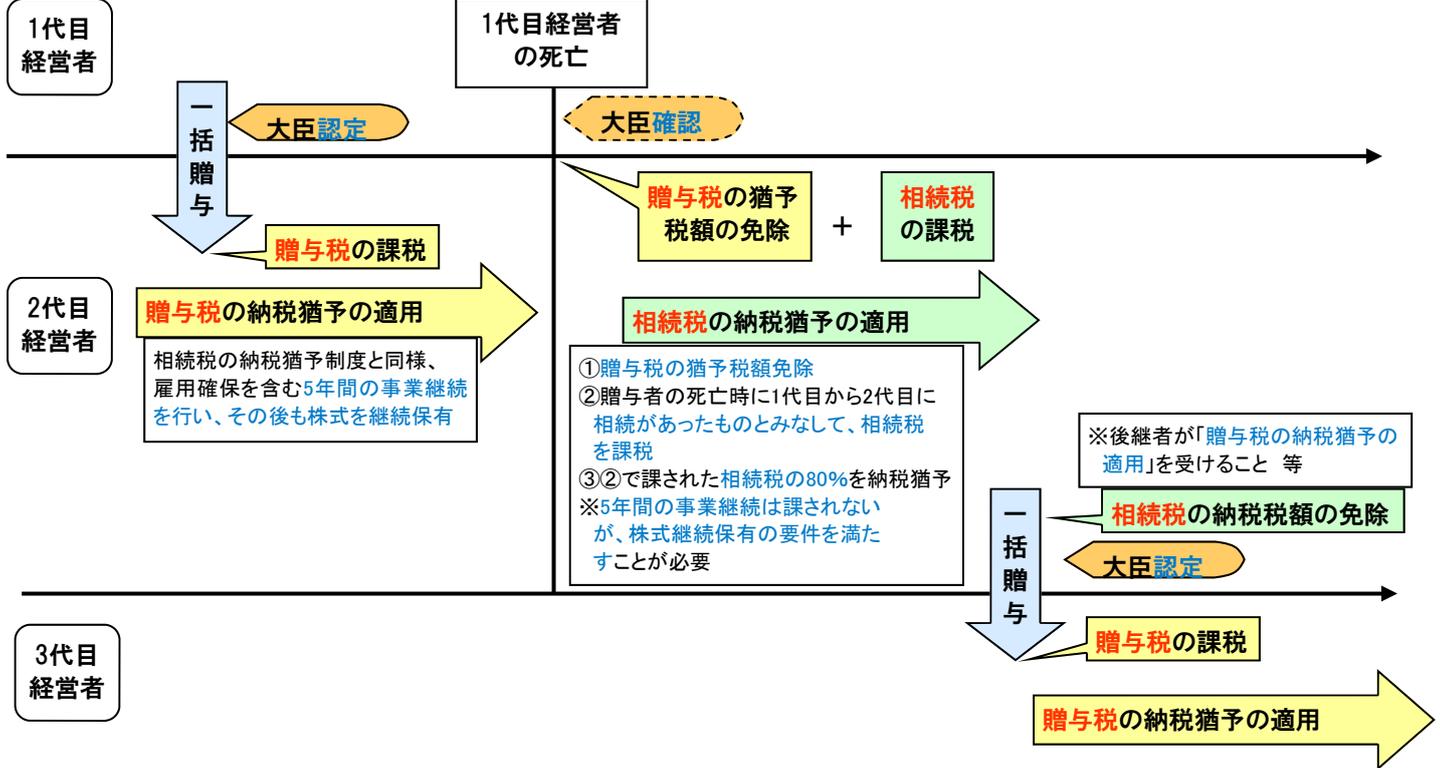
②相続のみならず、生前贈与による株式承継に伴う税負担を軽減

③非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

(H21年度税制改正の要綱において創設決定、H21. 4/1以降の贈与に適用)

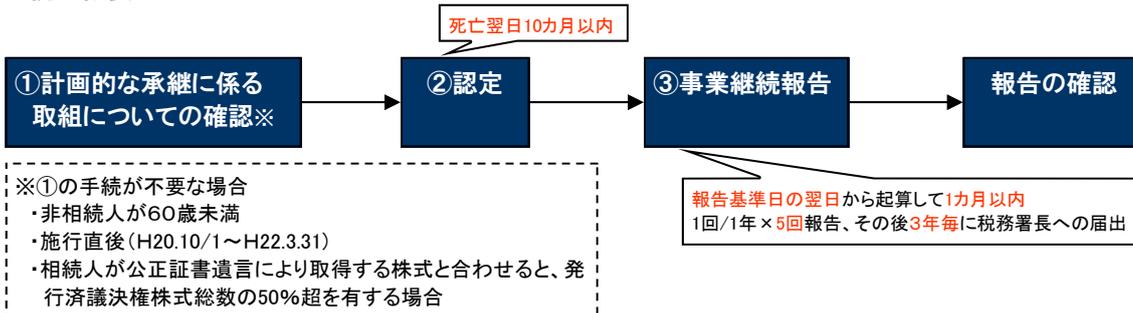
○全体像イメージ(生前贈与により株式承継行っていくケース)

中小企業庁資料より



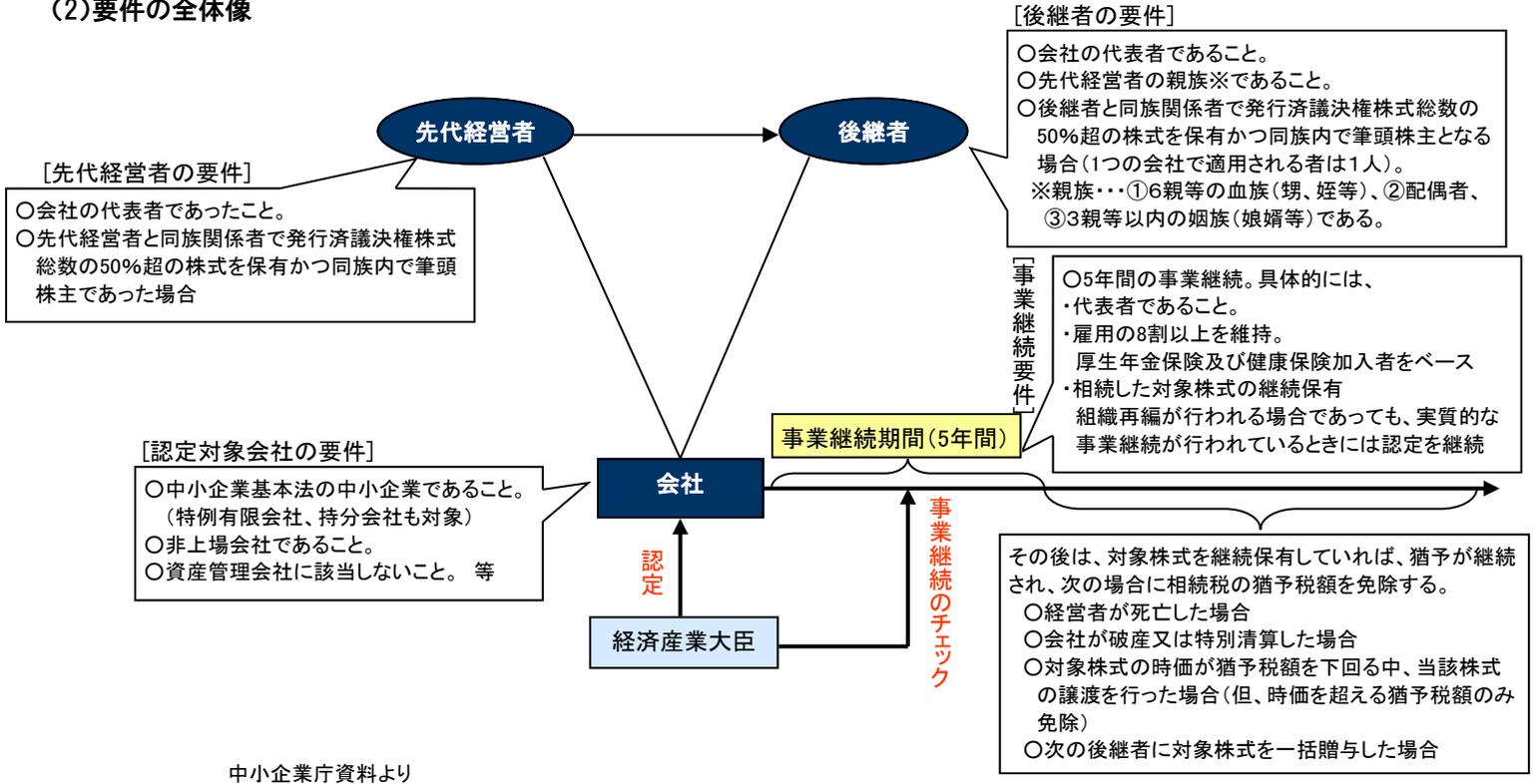
■相続税の納税猶予制度

(1) 手続の概要



(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

(2)要件の全体像



(3)経済産業大臣認定の対象外となる会社～資産管理会社等～

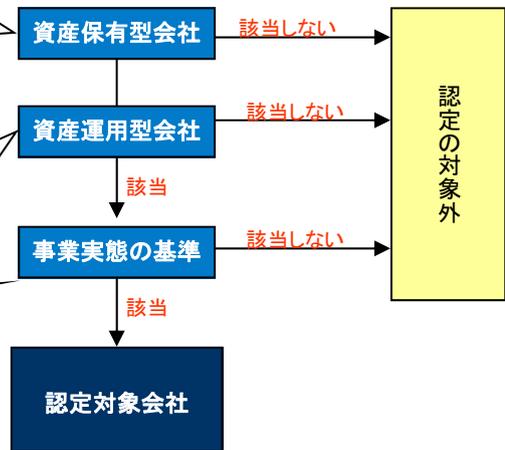
- ・上場会社
- ・中小企業経営承継円滑化法の中小企業者に該当しない会社(大企業・医療法人等)
- ・風俗関連事業(風営法の性風俗関連特殊営業)を行う会社
- ・資産保有型会社※
- ・資産運用型会社※
- ・「実質的な子会社」(同族関係者と合わせて発行済議決権株式総数の50%超保有)が上場会社。中小企業者以外の法人(大企業・医療法人等)、風俗関連事業を行う会社である場合
- ・総収入金額がゼロの会社
- ・常時使用する従業員がゼロの会社

※資産保有型会社・運用型会社の判定基準

直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める※「特定資産」の価額の合計額の割合が70%以上である会社
※「特定資産」: 有価証券、遊休・賃貸不動産、ゴルフ会員権、現預金等

直近の事業年度末における※「総収入金額」に占める※「特定資産の運用収入」の合計額の割合が75%以上である会社
※「総収入金額」: P/L上 売上高、営業外収益、特別利益
「特定資産運用収入」: 特定資産である株券の発行会社からの配当、利息、家賃等

(1) 事務所、店舗、工場その他の固定資産を所有又は賃借していること
(2) 常時使用する従業員が5人以上いること
(3) 3年間以上継続して自己の名義と計算において、商品販売等(商品の販売、資産の貸付又は役務の提供等)あるいは、広告又は宣伝による商品販売等に関する契約の申込み又は終結の勧誘を行っていること。



(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

(4) 猶予税額が免除される「一定の場合」

- ① 会社が破産又は特別清算した場合
- ② 対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の譲渡を行った場合(但し、時価を超える猶予税額のみ免除)
- ③ 贈与税の納税猶予制度の適用を受ける後継者へ対象株式を一括贈与した場合
- ④ 経営者が死亡した場合

※但し、①②については、直前5事業年度において「猶予対象者及び生計を一にしている者」が受け取った配当・過大役員報酬等は納税。

(4) 大臣認定の取消事由

- ・報告を怠った時、代表者でなくなった時、「常時使用する従業員の数」が8割を下回った時、会社が破産・倒産した時
- ・大臣認定対象外の会社に該当した時(但し、大企業に成長した時等は除く)
- ・対象株式を譲渡・贈与した時、持株比率要件を満たさなくなった時

→組織再編を行った場合は、①代表者を継続、②雇用の8割を維持、③持株比率要件を充足、の場合については認定を継続。

合併、株式交換等により、大臣認定を受けた会社が消滅する場合等であっても、組織再編に係る相手方の会社が上記①～③の要件を満たし、かつ、後継者が④当該会社の株式以外の対価を受け取っていない場合には、認定を承継させ、認定を継続。

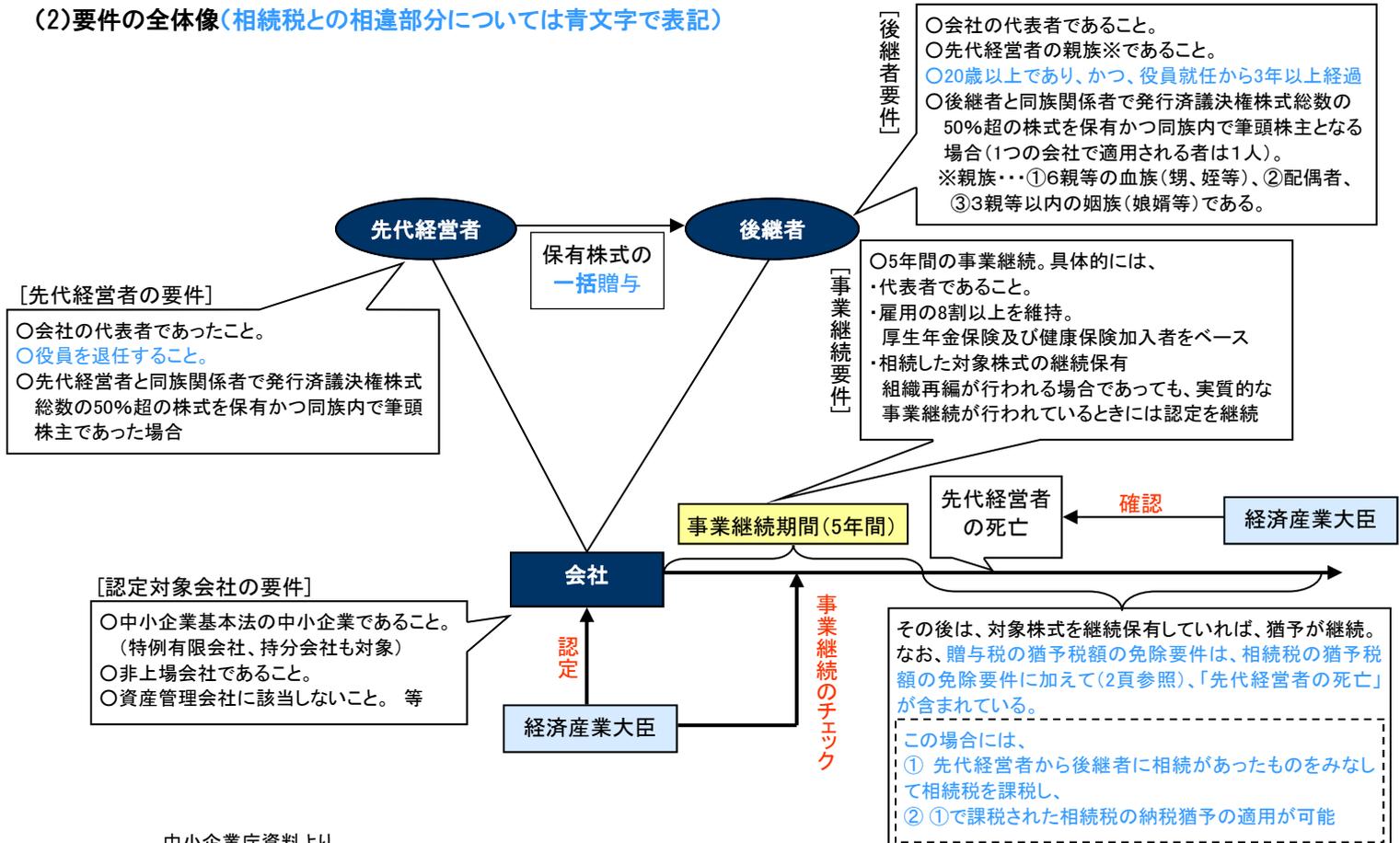
※上記に該当する場合は猶予税額の全額を納付する。但し、譲渡等をした場合には、対象株式総数に対する譲渡等をした株式数の割合に応じて猶予税額を納付する。

■贈与税の納税猶予制度 [H21年度税制改正の要綱において創設が決定]

(1) 概要

- ・後継者が、一括で株式の贈与を受けた場合には、対象株式等の贈与に係る贈与税の納税を全額猶予(贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。「猶予対象株式」という)。
- ・贈与者の死亡時には、その後継者が猶予対象株式等を相続により取得したとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算。その際に、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用。
- ・適用要件、手続に関しては、基本的には相続税の納税猶予制度と同様。H21. 4/1以降の贈与から適用。

(2) 要件の全体像(相続税との相違部分については青文字で表記)



中小企業庁資料より

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。

■その他の主な改正点

	改正前	改正後
小規模宅地特例との併用 併用の範囲の拡大	「自社株式に係る相続税の10%減税特例」との 部分併用 (選択した特例の上限額までに不足が生じた 場合は、その上限不足額については併用可)	「自社株式に係る相続税の納税猶予制度」との 完全併用 (それぞれの上限額まで適用可能)
贈与税の納税猶予制度と 相続時精算課税制度との 併用	規定なし	贈与税の納税猶予制度の適用を受けている場合 であっても、後継者を含む推定相続人は、納税猶予対象 外株式につき、 相続時精算課税制度を利用可能。
利子税の税率 (納税猶予取消の場合に 納付すべき利子税)	本則税率: 6.6% 特例税率: 4.0% (日銀の基準割引率0.5%の場合)	本則税率: 3.6% 特例税率: 2.2%

■経過措置

- (1) 自社株式に係る相続税の10%減税特例の廃止(H21. 3/31)
- 既に相続時精算課税により贈与された株式ある場合
- ①相続時に適用要件満たしている場合→10%減税を適用
 - ②贈与を受けたものが後継者で、適用要件満たしている場合→相続税の納税猶予制度を適用
- (2) 相続時精算課税制度の特例の廃止
- 適用要件を満たしている場合→相続税の納税猶予制度を適用

(留意事項) 掲載内容は、掲載時点における情報であり、その後の法令等の改正によっては、実際の取扱いが掲載内容とは異なるおそれがあることをご理解下さい。
また、この情報を参考にされ、何らかの意思決定をされる場合は、必ず信頼できる専門家の助言を受けた上で実施していただきますようお願いいたします。